

宇治市市税条例等の一部改正の概要について

1. 個人市民税関係

(1) 住宅ローン控除の延長に伴う措置（令和5年1月1日施行）

住宅ローン控除の控除期間を新築住宅等について13年（現行10年）としたうえで、適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とする規定の整備。

(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し措置（令和6年1月1日施行）

上場株式等の配当所得等について、現行制度では、源泉徴収での課税方式と申告による課税方式があり、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能であったが、所得税と個人住民税の課税方式を一致させる制度改正に伴う規定の整備。

2. 固定資産税関係

(1) 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設（公布日施行）

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法の規定により貯留機能保全区域として指定を受けた土地に係る課税標準を、指定された日以降の最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分、参酌基準通りその価格に4分の3を乗じて得た額とする特例措置を講ずる。都市計画税についても同様の措置を講ずるものとし、令和5年度分以後の固定資産税・都市計画税について適用。

(2) 下水道除害施設に係る課税標準の特例措置の延長に伴う見直し（公布日施行）

除害施設の取得期間を令和6年3月31日まで延長したうえで、対象施設を令和4年4月1日以後に供用開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用開始日以前から引き続き事業を行う者が設置したものに限定するとともに、特例措置の参酌基準の見直しに伴い4分の3から5分の4に変更するもの。

3. その他

(1) 固定資産課税台帳および証明書の記載事項に関する整備（政令で定める日施行）

DV被害者等で住所が明らかにされることにより生命または身体に危害が及ぶ恐れがある場合、固定資産課税台帳および証明書に住所に代わるものを記載できるための整備。

(2) 引用法令改正に伴う申告書の整備（令和5年1月1日施行）

給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族等申告書の記載事項に配偶者氏名を追加。

(3) その他文言修正